

II 性暴力被害者に対する支援

■ 現状・課題

- 性犯罪・性暴力は、人権に深くかかわる社会的な問題であり、配偶者等からの暴力とともに男女平等参画社会の実現に向けた大きな妨げになっています。被害者は身体的・精神的に大きな被害を受けるとともに、ときには安全な生活や職業をも奪われてしまう場合も見られます。
- 被害者の多くは女性ですが、男性や子供が被害を受ける場合もあります。また、被害者の中には、外国人や性的少数者も含まれます。
- 近年では、被害者や支援団体等が声を上げ、性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運が高まってきています。
- 都が設置した犯罪被害者等のための総合相談窓口における性被害に関する相談件数は、平成23年度以降毎年度2,000件を超えており、全体の4割以上となっています。しかし、法務省の「第5回犯罪被害実態（暗数）調査」では、強姦性交等や強制わいせつなどの被害者がその被害を申告したのは14.3%にすぎません。
- 内閣府調査では、無理やり性交された被害者の約6割は「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」、「そのことについて思い出したくなかったから」などの理由で被害を誰にも相談していません。また、加害者との関係を聞いたところ、「交際相手・元交際相手」が28.9%と最も多く、次いで「配偶者」が16.2%となっており、親密な間柄での被害が多くなっています。
- また、都内の迷惑防止条例における痴漢被害等の検挙件数は、平成28年から令和2年までの5年平均で約1,700件で推移しています。痴漢は犯罪であり、被害者は大きなダメージを受けています。
- 東京都総務局が実施した性犯罪・性暴力被害者に対する調査では、被害後の他人の言動や態度により「傷ついた」と回答した方は、「加害者及び加害者関係者」が68.6%、次いで「友人、知人」が54.3%、「親、兄弟、姉妹」が51.4%と続きます。また、「捜査関係者（警察）」、「インターネット（SNSを除く。）での書き込み、発言等」、「SNSでの書き込み、発言等」も3割を超えています。

- このように、性暴力については、被害を知られることに羞恥心を覚えたり、関係機関や第三者の不用意な発言によって精神的に傷を負う二次被害を恐れたりすることなどにより、被害を打ち明けることを躊躇する例が少なくありません。また、被害そのものを明らかにできずに警察への届出をためらう傾向にあります。支援の際には、相談しやすい環境整備や二次被害防止に向けた取組が求められます。
- また、被害に遭った女性はできる限り早く、医療的・心理的・法的支援を受けることが必要です。しかし、複数の機関を訪問することは被害者にとって苦痛です。
- このため、都では平成27年7月から「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業」を開始し、24時間365日体制で相談を受け付けるほか、カウンセリング等の精神的ケア、医療機関・警察等への付添支援等をワンストップで行っています。
- 国は、令和2年6月に、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定し、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組んでいます。
- 都では、令和3年2月に、「第4期東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、性暴力被害者の支援については、性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化、相談窓口等に関する情報提供の充実など、被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供に取り組んでいます。
- 今後は、関係機関との連携を更に強化するなどにより、被害者を広く社会全体で支える体制を構築していく必要があります。そのために、関係者に対する研修においては、被害者支援の重要性や被害者への対応のあり方等、内容の充実を図ることが重要です。
- さらに、被害者が身近な窓口で相談できるように、都をはじめ区市町村の相談窓口等での相談対応能力の強化を図る必要があります。
- また、若年女性を対象とした「JKビジネス」やアダルトビデオ出演強要等の被害が続いており、若年層に対する啓発を行う必要があります。
- 様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくい傾向にあります。若年層が相談につながりやすく、適切に保護及び支援を受けられる体制を整備することが必要です。
- また、性暴力の加害者や被害者にならないための教育や啓発を行う必要があります。

■ 都のこれまでの主な取組

- 性犯罪・性暴力被害者からの電話相談に24時間365日対応し、相談内容に応じて、面接相談、付添い、カウンセリングによる精神的ケアなど、被害直後からの支援をワンストップで実施してきました。
- 区市町村の相談員等に対して、性暴力被害者支援のための研修を実施してきました。

■ 取組の方向性

- 社会全体で性犯罪・性暴力の防止が重要な課題であるという認識をさらに深めるとともに、支援を必要とする人に情報が届くよう、性犯罪・性暴力による被害の相談窓口を周知する必要があります。
- 民間支援団体、協力医療機関、警察等の連携で実施している性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業について、関係機関との連携の強化や、関係者に向けた実践的研修の実施等により充実を図る必要があります。
- さらに、身近な窓口でも被害者からの相談に適切に対応できるように、研修等により相談窓口の職員の対応能力の強化を図る必要があります。
- 相談に対する被害者の心理的な抵抗感を取り除き、被害者にとって相談しやすい環境を整備するとともに、被害者のプライバシー保護や二次被害防止に向けて適切な対応を行う必要があります。
- また、痴漢等の対策については、関係機関と連携して取り組む必要があります。
- 「JKビジネス」やアダルトビデオ出演強要等、若年層を対象とした性暴力被害について啓発を行う必要があります。
- 若年層が気軽に相談でき、適切に保護及び支援を受けられるよう、民間支援団体と密接に連携し、アウトリーチや居場所を確保するなど積極的な支援が必要です。
- また、様々な機会をとらえ、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育や啓発を行う必要があります。